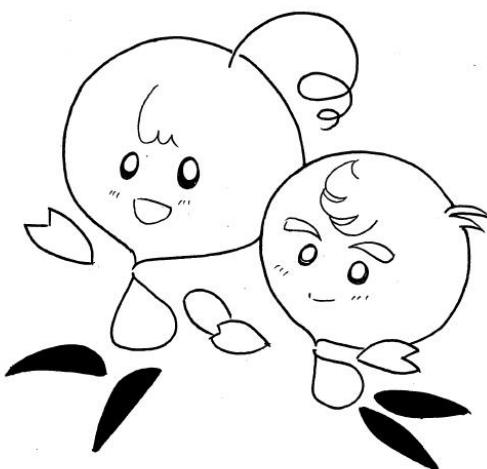


こなんし  
湘南市  
がっこう  
**学校ガイド**

ほぞんばん  
——保存版——

れいわねんど ねんどにゅうがくせいよう  
令和8年度(2026年度)入学生用



こなんし きょういくいんかい  
湖南市教育委員会  
こなんしそうちゅうがっこうじむきょうどうじつしそしき  
湖南市小中学校事務共同実施組織

# もくじ

きょうかしょ  
教科書

..... 1

きょうかしょ  
教科書をなくしたときは?

..... 2

たいふうじしん  
台風・地震などがおこったとき(非常変災時の措置)

..... 3

れんらく  
連絡システム(スクリレ)と湖南市メール配信サービス

..... 4

がくわりしじょうひつよう  
JRの学割証が必要なとき

..... 5

ほけんしつ  
保健室から

..... 6

がっこうやす  
学校を休むとき

..... 7

がっこうかんせんしょういちらん  
おもな学校感染症一覧

..... 8

がっこう  
学校でけがをしたとき

..... 10

しゅうがくえんじょせいど  
就学援助制度

..... 12

ひこ  
引っ越しするとき

..... 13

ほごしゃふたんひよう  
保護者にご負担いただく費用

..... 14

きょう か しょ  
教 科 書

きょうかしょ むしょう はいふ たいせつ しょく  
教科書は、無償で配布されます。大切に使用してください。

かき やじるし きょうかしょ がくねん ふくすうねん しょく  
なお、下記の矢印(→)の教科書は学年をまたがって複数年使用します。

(中学校)

きょう か しょ 教 科 書	1年	2年	3年
こくご 国語	○	○	○
しょしや 書写	○	→	
しゃかい 社会	○ →		
ちり 地理	○ →		
れきし 歴史	○ →		
こうみん 公民			○
ちず 地図	○ →		
すうがく 数学	○	○	○
りのか 理科	○	○	○
おんがく 音楽 I	○		
おんがく 音楽 2・3上		○ →	
おんがく 音楽 2・3下		○ →	
ちゅうがくせい 中学生の器楽	○ →		
びじゅつ 美術 I	○		
びじゅつ 美術 I・資料	○		
びじゅつ 美術 2・3		○ →	
ほけんたいいく 保健体育	○ →		
ぎじゅつ 技術	○ →		
かてい 家庭	○ →		
えいご 英語	○	○	○
どうとく 道徳	○	○	○
どうとく 道徳ノート	○	○	○

## きょうかしょ 教科書をなくしたときは？

きょうかしょ はじ くば ぶん むしょう ぱあい かてい こうにゅう  
教科書は最初に配られる分だけが無償です。なくした場合は、ご家庭で購入してください。

### しない きょうかしょ こうにゅう しょてん 市内で教科書が購入できる書店

にしたにしょてん こなんししもだ ばんち  
西谷書店 湖南市下田1517番地1

TEL 0748-75-0051

FAX 0748-75-3507

### ◆ 義務教育教科書の無償給与制度とは（文部科学省）◆

ぎ む きょういくきょうかしょ むしょうきゅうよせいで もんぶかがくしょう  
義務教育における教科書の無償給与制度は、高知県の母親らが取り組んだ基本的  
じんけん まも うんどう せいか い けんぼうだい じょう きてい ぎ む きょういく  
人権を守る運動の成果とも言えるもので、憲法第26条に規定する「義務教育は、これを  
むしょう せいしん ひろ じつけん  
無償とする」との精神をより広く実現するものです。

じだい にな こ こくみんできじかく ふか わくに はんえい ふくし こうけん  
次代を担う子どもたちに国民的自覚を深めさせ、我が国の繁栄と福祉に貢献してほし  
いという国民全体の願いを込めておこなわれるものです。

ほ ご しや みな こくみんぜんたい ねが こ せいど こ い ぎ ねが こ つた  
保護者の皆さんにおかれましては、この制度に込められた意義と願いをお子さまにお伝  
きょうかしょ たいせつ つか しじょう さいわ  
えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

## 台風・地震などがおこったとき(非常変災時の措置)

湖南市では、児童生徒の命を災害から守るという観点から、非常変災時の対応の基準を以下のように設けています。

	ひじょうへんさい 非常変災	はっせいじょうきょう 発生の状況	たいおうきゅん 対応基準	りゅういてん 留意点
1	こなんし <b>湖南市に</b> ぼうふうけいほう ・ <b>暴風警報</b> とくべつけいほう ・ <b>特別警報</b> ひなんし ・ <b>避難指示</b> いすれかの はついじ 発令時	<p><b>① 午前7時の時点で</b> ぼうふうけいほう とくべつけいほう <b>暴風警報・特別警報または</b> ひなんし じ はついいちゅう ばあい <b>避難指示が発令中の場合</b></p> <p><b>② 登校後に</b> ぼうふうけいほう とくべつけいほう <b>暴風警報・特別警報または</b> ひなんし じ はつい ば <b>避難指示が発令された場合</b></p>	<p>がっこう れんらく <b>学校からの連絡がなくとも</b> りんじきゅうぎょう <b>臨時休業とします。</b></p> <p>しゅうきょうじこくあ <b>終業時刻を繰り上げて</b> げこう <b>下校することもあります。</b> がっこう <b>学校からのメールで</b> きんきゅうれんらく <b>緊急連絡します。</b></p>	<p>おあめ こうずい けいほう ・<b>大雨・洪水などの警報</b> りんじきゅうこう だけでは<b>臨時休校にはなりません。</b> とくべつけいほう おあめ ・<b>特別警報には「大雨」</b> ぼうふう おおゆき <b>「暴風」「大雪」などがありどれも対象となります。</b></p>
2	こなんし <b>湖南市に</b> しんどじやくいじょう <b>震度5弱以上</b> じしんはせいい <b>の地震が発生</b> ばあい <b>した場合</b>	<p><b>① 午前7時までに</b> げんそく せんじつ げこうご <b>原則、前日の下校後から</b> どうじつ とうこうまえ <b>当日の登校前までに</b> はっせい ばあい <b>発生した場合</b></p> <p><b>② 登校後に</b> はっせい ばあい <b>発生した場合</b></p>	<p>がっこう れんらく <b>学校からの連絡がなくとも</b> りんじきゅうぎょう <b>臨時休業とします。</b></p> <p>げんそく ほごしゃなど <b>原則、保護者等への</b> ひわわた <b>引き渡しをします。</b> がっこう <b>学校からのメールで</b> きんきゅうれんらく <b>緊急連絡します。</b></p>	<p>がっこうさいかい とう ・<b>学校再開のタイミング等</b> がっこう については、<b>学校からの</b> れんらく <b>メールで連絡します。</b></p>
3	ぜんじつ ごごじ ねっちゅうしょうとくべつけいかいじょうほう <b>前日の午後2時に熱中症特別警戒情報</b> ねっちゅうしょうとくべつけいかい (熱中症 <b>特別警戒アラート</b> )が発表された ばあい 場合	<b>前日の午後2時に熱中症特別警戒情報</b> (熱中症 <b>特別警戒アラート</b> )が発表された場合	<p>よくじつ げんそく りんじきゅうぎょう <b>翌日は原則、臨時休業</b> れいわ ねんがつ <b>とします。(令和6年4月~)</b></p> <p>こうない わっちゅうしょうたいさく じっし <b>校内で熱中症対策を実施</b> がくしきう げこうじこく <b>して学習します。下校時刻に</b> あつしそう いじょう <b>なっても暑さ指数 33以上</b> げこうじこく おく <b>ときは、下校時刻を遅らせ</b> がっこう たいき <b>学校で待機させます。</b></p>	<p>りんじきゅうぎょう れんらくし ・<b>臨時休業の連絡は市の</b> はいしん <b>メール配信サービスから</b> し <b>お知らせします。</b></p> <p>げこうじこく へんこう がっこう ・<b>下校時刻の変更は学校</b> から <b>のメールでお知らせします。</b></p>
4	た その他 ふしんしゃしんにゅう ・ <b>不審者侵入</b> だんどう ・ <b>Jアラート(弾道ミサイルなど)</b> なんかい ・ <b>「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」</b>		<p>かんけいきかん きょうぎ うえ きゅうこう そ ち げこうじこく く あ そ ち <b>関係機関と協議の上、休校措置・下校時刻の繰り上げ措置・</b> ひわわた とう けんどう がっこう <b>引き渡しをするか等、検討し、学校からのメールで緊急連絡</b> <b>します。</b></p> <p>なんかい じしんりんじじょうほうはっぴょうじ ※<b>南海トラフ地震臨時情報発表時には、対応について</b> し はいしん し <b>市のメール配信サービスからお知らせします。</b></p>	

※配信を受けるには、湖南市メール配信サービスと連絡システム(スクリレ)への登録が必要です。

## 連絡システム(スクリレ)

市内の小中学校では、欠席連絡、学校行事や諸活動のお知らせ、緊急の情報を含む学校や学年から  
の連絡などを「スクリレ」というシステムを使用して、携帯電話やパソコンへ配信しています。登録について  
は、各校からの案内により利用上の注意事項をご理解いただいたうえで手続きをお願いします。  
※毎年、年度更新の手続きが必要です。

## 湖南市メール配信サービス

湖南市には、市からのお知らせや緊急・災害情報を登録したメールで受け取れる「湖南市メール配信サービス」があります。学校でもこのシステムを利用して、保護者のみなさんに緊急の情報などをメールでお知らせする場合があります。利用するには、登録が必要です。登録方法やメールアドレスについては各校からのお知らせを見てください。

おも 主な配信内容	緊急情報(気象警報・避難情報など) 市からのお知らせ(イベント情報・注意喚起など)
登録について	・携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用してください。 ・メール受信登録は無料です。ただし携帯電話の通信にかかるパケット代金は受信者負担です。 ・情報提供する一方通行です。送信元に返信できません。

※湖南市からの「メール配信サービス」を受ける場合

詳しい操作方法は、市ホームページ

(<http://www.city.konan.shiga.jp/>)にも掲載されています。

トップページ → 便利なサービス → 「メール配信サービス」をクリックする、または  
右のQRコードを読み取ってください。

※学校からの「メール配信サービス」を受ける場合

各校から登録方法をお知らせします。

一度学年に登録すると次年度以降は自動的に更新されます。



湖南市メール配信サービスへ

# JRの学割証が必要なとき

(中学校)

## 学生割引乗車券とは?

JRから指定を受けた中学、高校、大学などの生徒・学生がJRの片道の営業キロが100kmを超える区間を乗車する場合に、事前に「学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)」の発行を受けると購入できる乗車券のことです。運賃が2割引になります。10円未満の端数は切り捨てます。有効期限は発行から3ヶ月です。

## 学割証が利用できる使用目的

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の活動
- ・就職または進学のための受験など
- ・学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

## 申請のしかた

「学割証」を希望される場合は、学校から「学生割引証発行申請書(申請書)」をお渡ししますので家庭で記入していただき担任に提出してください。「申請書」を受理したのち「学割証」を発行します。時間に余裕をもって申請してください。

(小さい用紙ですので、なくさないように気をつけてください。)

※学生割引乗車券は、片道・往復・連続・周遊など、目的にあった買ひ方ができますが、片道ごとに買う場合は「学割証」は2枚必要となります。

## 学生割引乗車券の購入

乗車前に駅や旅行会社の窓口で「学割証」を提出して購入してください。

なお、乗車中は「生徒証」を携帯してください。

※乗車後は購入することはできません。

## 学生割引乗車券

●学割証はJR各社以外の鉄道会社は対象になりません。

●学割証では通学定期券は買えません。

●特急券・指定席券・グリーン券・寝台券などは割引になりません。

●往復割引乗車券(行きと帰りが同一区間、同一経由で、片道の鉄道・航路の営業キロが600kmを超える場合、行きと帰りの運賃がそれぞれ1割引)と学生割引乗車券を合わせて使うことができます。

## 保健室から

(中学校)

### 保健室とは

保健室は、生徒の健康増進を図る活動の中心となる場です。

生徒の健康情報を集め、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置などを行います。

### 保健室は応急処置の場です

保健室は、応急処置や一時的な休養をするところでもあります。

学校でけがをした時や体調が悪くなった時に利用してください。

学校が行うけがの手当は、応急処置のみです。継続するけがの手当や学校以外でのけがは、各ご家庭  
でお願いします。

また、学校では内服薬の使用はできませんのでご了承ください。

### \*緊急の場合…

保護者に連絡を取り、病院受診をすることがあります。また、重症の場合は、校長の判断で救急車を  
要請します。(保護者の方は、すみやかに病院に来ていただけるようお願いします。)

### \*回復しないとき…

保健室で休んでいても(1時間程度)回復しないときは、早退をさせます。早退時は原則として保護者  
の方に、学校まで迎えに来ていただきます。迎えが無理な場合は、保護者の方の了解を得た上で下校  
させますが、その場合は、帰宅後すぐに学校へ連絡をしてください。(安全に帰宅したことを確認する  
電話になります。)

### \*学校管理下でのけが・疾病については、P.10~11を参照してください。

### 生徒の健康管理

学校で行う健康診断や諸検査は、疾病の診断を行うものではなく、学校生活を元気にまた安全に過ご  
せるか、疾病の疑いがないかを見るものです。必要な場合は受診のお勧めをしますので、早期に医療  
機関を受診してください。

また、心身の健康に関して健康相談も行っています。身体の不調や悩み等がある時は、早めに担任や  
養護教諭にご相談ください。必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談も可能ですのでお知らせくだ  
さい。

子どもたちの健康状態については、各ご家庭でも十分な健康管理をお願いします。

## がっこう やす 学校を休むとき

がっこう けっせき ちこく ばあい しきょうじ ほごしゃ がっこう かなら はや れんらく  
学校を欠席、遅刻する場合は、始業時までに保護者から学校へ、必ず早めの連絡を  
ねが お願いします。なお、湖南市では『連絡システム（スクリレ）』を導入しています。登録  
ほうほう しょう かくこう し み  
方法や使用については各校からのお知らせを見てください。

### とくべつ じょうきょう けっせき 特別な状況での欠席

かき とくべつ じじょう がっこう やす ばあい しゅっせきて いし きび とう あつか がっこう やす  
下記のような特別な事情で学校を休む場合は、「出席停止・忌引き等」扱いとなり、学校を休んでも  
けっせき かき ばあい しだい がっこう し  
「欠席」にはなりません。下記にあてはまる場合は、わかり次第、学校にお知らせください。

#### ①学校感染症

がっこうかんせんしょう がっこうかんせんしょういちらん  
学校感染症は（学校感染症一覧について → P8～9）学校保健安全法第19条の規定により  
しゅっせきて いし ばあい しょもいしよ がっこう いりょうきかん きにゅう  
「出席停止」となります。これらにかかった場合は、証明書が学校にありますので、医療機関で記入し  
てもらい学校に提出してください。

こなんし しんがた かんせんしょう かぎ いりょうきかん しゅっせき  
なお、湖南市ではインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に限って、医療機関で「出席  
ていし はんだん きかん ほごしゃ かくれんらくようし きにゅう がっこう ていしゅつ しゅっせきて いし  
停止」と判断された期間を保護者が各連絡用紙に記入し、学校に提出していただくことで、出席停止  
みと いりょうきかん きにゅう ひつよう  
と認められます。（医療機関で記入していただく必要はありません。）

#### ②忌引き《続柄と忌引きの日数》

しんせき ふこう みぎ  
親戚にご不幸があったときは、右の  
みつう きび 日数が忌引きとなります。  
えんきより ばあい じっさい よう おうふく  
(遠距離の場合は、実際に要した往復  
みつう くわ の日数も加わります。)

つづきがら 続柄	きび 忌引きの日数
ふば 父母	かいなない 7日以内
そふぼ 祖父母	かいなない 3日以内
きょうだいしまい 兄弟姉妹	かいなない 3日以内
おじ・おば	にちいなない 1日以内

#### ③国や県などの公的機関（連盟・協会等の各競技団体は除く）が主催している対外運動競技やコンクー

がっこうだいひよう さんか ばあい こうけつ しゅっせきあつか にゅうがくしけん じゅけん ばあい しゅっせき  
ルなどに、学校代表として参加する場合は「公欠」（出席扱い）、入学試験を受験する場合は「出席  
ていし しゅっせき みつう ふく あつか  
停止」（出席しなければならない日数に含まない）の扱いとなります。

## おもな学校感染症一覧

だい しゅ じゅうだい かんせんしょう りかん ぱあい ちゅ  
第1種：重大な感染症に罹患した場合は、治癒するまで

びょう 病 名	しゅっせきていしきかん 出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスであるものに限る)、 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザA ウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	ちゅ 治癒するまで

だい しゅ ひまつかんせん  
第2種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高いもの

びょうめい 病名	しゅっせきていしきかん 出席停止期間	おも 主な症状	かんせん 感染 けいろ 経路	せんぶく 潜伏 きかん 期間	かんせん 感染 かのうきかん 可能期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1を除く) ※	はつしょう あと か けいか 発症した後5日を経過し、 かつ解熱後2日(幼児に あつては3日)を経過するまで	きゅう こうねつ ど 急な高熱(39~40°C) ずつう かんせつ きんにく いた 頭痛・関節や筋肉の痛み ぜんしんけんたいかん 全身倦怠感(だるいなど) せき はなみず 咳・鼻水	せっしょく 接觸 ひまつ 飛沫	1~ か 5日	はつよう ご 発病後 か 3~5日
ひゃくにち 百日ぜき ※	とくゆう せき き 特有の咳が消えるまで、また は5日間の適正な抗菌性物 質製剤による治療が終了す るまで	ふつう しょじょう はじめは普通のかぜ症状で はじ しだい とくゆう せき みじか 始まる。次第に特有の咳が短く はげ で 激しく出てくる。 【特有の咳】 れんぞく せき あと コンコンという連続した咳の後、 いき す 息を吸うときにヒューという笛 おと のような音がする	せっしょく 接觸 ひまつ 飛沫	7~ か 10日	はつよう ご 発病後 にち 28日
ましん 麻疹(はしか) ※	げねつご か す 解熱後3日を過ぎるまで	はつねつ せき はなじる けまくえん め 発熱・咳・鼻汁・結膜炎(目の じゅうけつ ほほ うちがわ しろ はんてん 充血)、頬の内側に白い斑点 はん (コブリック班)ができる。 はつねつ か ひ ふ ほっしん 発熱後4日より皮膚に発疹	せっしょく 接觸 ひまつ 飛沫	10~ にち 12日	ほっしん で 発疹の出る かまえ 5日前から で あと 出た後の かかん 4日間
りゅうこうせい じ か せんえん 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ※	じ か せん がっか せん 耳下腺、頸下腺または舌下腺 しゅくよう はつげん あと か の腫脹が発現した後5日を けいか ぜんしんじょうたい 経過し、かつ、全身状態が りょうこう 良好になるまで	みみ まえ か ぶ は 耳の前下部の腫れと いた お いた 痛み(押すと痛む) はつねつ 発熱	ひまつ 飛沫 せっしょく 接觸	14~ にち 18日	はつようまえ か 発病前7日 はつよう ご から発病後 かかん 9日間
ふうしん みっか 風疹(3日はしか) ※	ほっしん き 発疹が消えるまで	ど ぜんご はつねつ 38°C前後の発熱 あか ほっしん 赤い発疹 せつ は みみ くび リンパ節の腫れ(耳・首の うし こうどうぶ した 後ろ、後頭部の下など)	せっしょく 接觸 ひまつ 飛沫	10~ にち 21日	

すいとう みず 水痘(水ぼうそう) ※	ほしん すべての発疹が 痂皮化するまで	ほしん こうはん きゅうしん すいほう のうほう 発疹(紅斑・丘疹・水疱・膿疱 うみ すいほう かひ) <膿がたまつた水疱>・痂皮 からだ つぎつぎ で が体に次々と出る。	せっしょく 接触 ひまつ 飛沫	10~ 21日	ほしん で 発疹の出る にちまえ 1日前から であと 出た後の か 6~7日
いんどうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱) ※	しゅようしょうじょう しょうたい 主要症状が消退した後 かす 2日を過ぎるまで	はつねつ ずつ しょくよくふしん 発熱、頭痛、食欲不振、のどの いた けつまくじゅうけつ がんつう 痛み、結膜充血、眼痛、 め りゅうるい 目やに、流涙など	けつまく 結膜 せっしょく 接触 きどう 気道	5~ 7日	はつびょう ご 発病後 しゅう 2~3週
しんがた 新型コロナ ウイルス感染症 かんせんしょう	はっしょう あと か けいか 発症した後5日を経過し、 しょうじょう けいかい あと かつ症状が軽快した後 にち けいか 1日を経過するまで	はつねつ せき いきぐる 発熱、咳、息苦しさ、 けんたいかん のど いた ずつ みかく 倦怠感、喉の痛み、頭痛、味覚 きゆうかく しょうしつ または嗅覚の消失など	せっしょく 接触 ひまつ 飛沫	1~ 14日	はつびょうまえ か 発病前2日 はつびょう ご から発病後 かかん 7~10日間
けっかく 結核	びょうじょう がっこう い た 病状により学校医その他の いし かんせん 医師において感染のおそれが みと ないと認めるまで	しょき じかくじょうじょう せん 初期は自覚症状なし。X線 けんさ はつけん おお 検査で発見されることが多い。 けんたいかん ねあせ はつねつ せき たん 倦怠感、寝汗、発熱、咳、痰 きょうつ たいじゅうげんじょう 胸痛、体重減少	ひまつ 飛沫	1~ 2ヶ月	ちゆ 治癒するまで
ずいまくえんきんせい 髄膜炎菌性 ずいまくえん 髄膜炎	びょうじょう がっこう い た 病状により学校医その他の いし かんせん 医師において感染のおそれが みと ないと認めるまで	はつねつ ずつ いしき 発熱、頭痛、けいれん、意識 しょうがい すいまくしけ きょうじょう 障害、髄膜刺激症状	ひまつ 飛沫	3~ 4日	ちゆ 治癒するまで

「※」→ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

### 第3種：飛沫感染が主体ではないが、学校において流行を広げる可能性があるもの

りゅうこうせいかくけつまくえん 流行性角結膜炎	びょうじょう がっこう い た 病状により学校医その他の いし かんせん 医師において感染のおそれが みと ないと認めるまで	なみだ で め いぶつ 涙がよく出る。目やに、異物が はい かん 入っている感じ。 けつまく じゅうけつ 結膜の充血。	せっしょく 接触	8~ 14日	はつびょう ご 発病後 しゅうかん 2~3週間
きゆうせいしゅっけつせい 急性出血性 けつまくえん 結膜炎		め つよ いた じゅうけつ 目の強い痛み、充血、 め 目やに	せっしょく 接触	24~ 36 じかん 時間	はつびょう ご 発病後 か 5~7日
ちょうかんしゅっけつせい 腸管出血性 だいちょうきんかんせんじょう 大腸菌感染症 (O-157など)		はげ ふくつう 激しい腹痛 すいようせい げり 水様性的下痢 けつべん 血便	けいこう 経口	3~ 5日	けんべん きん 検便で菌が いんせいが 陰性化する まで
さいきんせいせきりきん ちよう コレラ、細菌性赤痢菌、腸チフス、パラチフス、 た かんせんじょう その他の感染症 {マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、 てんせんせいこうはん びょう 伝染性紅斑<リンゴ病>、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など}					

(注)「その他の感染症」は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患。

## 学校でけがをしたとき

◎日本スポーツ振興センターより、医療費の給付が受けられます。

### 日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターは、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づいて設立され児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下における災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。

\*学校管理下とは、「授業中・学校の教育計画に基づく課外指導中・休憩時間中および学校の定めた特定時間中・通常の経路および方法による通学(登下校)中・寄宿舎にあるとき」をいう。

### 申請の手続き及び給付金支払い方法について

学校でけがをして医療費がかかった場合、保護者の方に手続きに必要な書類(『医療等の状況』の用紙等)をお渡します。この用紙に病院・薬局で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。学校からセンターに申請します。給付が決定されるまでに数ヶ月かかりますので、ご了承ください。  
治療が翌月にかかる場合や病院を変わられた場合は、新たに用紙をお渡しますので、お知らせください。

災害給付金の支払方法は原則、口座振込ですが、口座登録のない方や登録口座への振り込みが都合の悪い方は、学校を通じて現金での給付支払も可能ですので事前に相談してください。  
小・中学校ともに、1年生入学時に『加入兼振り込み口座の同意書』をご記入いただきます。

きゅうふ　たいしょう　かんりか　さいがい　はんい  
給付の対象となる管理下と災害の範囲

がっこう　かんりか　お　きゅうしょく　ちゅうどく　た　しつべい　ちゅうどく　てきすい　ねっちゅうしょ　うるしどう  
学校の管理下で起こったけがや給食による中毒・その他の疾病(ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による  
ひ　ふ　えん　ほうれい　さだ　いりょう　ひ　しつべい　なお　あと　しょうがい　のこ  
皮膚炎など法令で定めるもの)の医療費、またこれらのけがや疾病が治った後に障害が残ったときの  
じょうがいみ　まいきん　しつべい　ちよくせつき　いん　しぶう　たい　しぶう　み　まいきん　きゅうふ  
障害見舞金、けがまたは疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

→けが・疾病

がっこう　かんりか　お　いりょう　ひ　そうがく　えん　しんりょう　てんすう　てん　いじょう　きゅうふ  
学校の管理下で起こったもので、医療費総額が5,000円(診療点数500点)以上のもののみ、給付  
たいしょう  
の対象となります。

★ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。

この間に請求しないと時効によって請求権がなくなります。

★ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の給付は、初診から最長10年間行われます。

★ 生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒にかかる災害については医療費の給付は行いません。

★ 「ひとり親(母子、父子)家庭医療費助成制度」(通称まるる福)や「子ども医療費助成制度」を使用してかかられた診療分について、日本スポーツ振興センターから給付金(医療費3割+見舞金1割)を受けられた場合は、市の福祉医療費助成制度からの助成と二重に受け取ることはできません。後日、市から助成分の返還を請求される場合があります。

(日本スポーツ振興センターから給付された災害見舞金の1割は受け取っていただけます。)

★ 損害賠償を受けたときや、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。

★ 第三者の加害行為による災害で、その加害者からの損害賠償を受けたとき(対自動車交通事故など)、給付の対象にならないことがあります。

きょうさいかけきんがく　ねんがく  
共済掛金額(年額)

れいわ　ねんど　ねんど　ばあい　えん  
令和7年度(2025年度)の場合 552円

(金額については、次年度以降変動する場合があります。)

かくがっこう　ちょうしゅう　ほうほう　しはら  
各学校の徴収方法にしたがってお支払いください。

てんこう　にほんこくない　がっこう　ねんどちゅう　ゆうこう  
転校されましても、日本国内の学校においては年度中は有効になります。

# 就学援助制度

## 就学援助制度の目的

湖南市では経済的な理由でお子さんを小中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度があります。

## 援助を受けることのできる方

☆生活保護を受けている世帯

☆住民税が非課税または減免措置を受けている保護者

☆児童扶養手当の支給を受けている保護者

☆その他生活困窮者など

前年（1月～12月）における世帯の総所得が一定の基準以下である世帯

## 受けられる援助の内容

次に該当する項目の実費または一部が支給されます。

認定要件によって支給される内容と金額が変わります。

・学用品費・通学用品費・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費（小学生のみ）

・卒業アルバム代・オンライン学習通信費・学校病（むし歯など）の医療費・新入学準備費

※生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費のみ支給対象

## 申請の方法

・申請書は各小中学校または教育委員会教育支援課（西庁舎2階）にあります。

・児童生徒の在籍している学校ごとに記入して、学校へ提出してください。

・申請手続きは毎年必要ですので、更新される場合も忘れないように手続きをしてください。

また年度途中に就学援助の必要が生じた場合は、随時申請をしてください。

・税の申告をされていない場合は申請書を受付できません。必ず申告を済ませておいてください。

・認定審査後、教育委員会より認定結果を通知します。（4月に申請した場合は7月上旬頃）

## 支給の方法

・支給は、学期ごと（7月、12月、3月）に申請時に指定された口座へ振り込みます。ただし、学校徴収金などに未納が生じた場合は学校を通じて、未納分を差し引いて支給します。

・給食費は9月以降、就学援助費から自動的に市に納付されます。保護者口座への振り込みはありません。

※制度に関する詳しいことは、教育委員会教育支援課（TEL 77-6250）までおたずねください。

## 引っ越しするとき

在籍している学校へ引っ越しの連絡をします。

学校諸費の精算をしますので、いつ、どこへ引っ越し(転出)  
するのかを早めにお知らせください。

給食の停止・変更についての  
書類の提出も必要です。

市民課(東庁舎)または

市民課分室(西庁舎)へ住所変更についての届出をします。

在籍している学校の校区外に  
引っ越しするとき。

湖南市教育委員会教育支援課  
(西庁舎)へ行きます。

特別な理由があり、引き続き  
同じ学校への通学を希望する場合  
(区域外就学・指定校変更)など

在籍している学校で  
転校手続きを行います。

許可基準に基づき、  
許可の判断をします。  
教育支援課にご相談ください。

「在学証明書」  
「教科書証明書」  
「氏名ゴム印」

を受け取ります。  
(書類と一緒に転出先へ送る場合もあります。)

転出先市町村の市民課などへ行きます。

住所変更(住民異動)の手続きをします。

転出先の教育委員会へ行きます。

転出先の学校で手続きをします。

「在学証明書」  
「教科書証明書」  
「氏名ゴム印」

を提出します。

※詳しいことは湖南市教育委員会教育支援課(TEL 77-6250)へおたずねください。

## ほ ご し ゃ ふ た ん ひ ょ う 保護者にご負担いただく費用

学校では、教育活動に必要な費用はできるだけ学校での予算(公費)でまかなうよう努力しています。

しかし、教材費の一部については保護者の皆様に負担していただいています。

学校で必要な費用の詳細や口座振替の日程については入学後にお知らせします。

### しょ ひ のうにゅうほうほう 諸費の納入方法

\*諸費は金融機関の口座振替により納入していただきます。

と あつか きんゆうきかん こうざふりかえ のうにゅう  
取り扱い金融機関は学校によって異なります。お知らせで必ずご確認ください。

おも と あつか きんゆうきかん し が ぎんこう こうか し が けんしんようくみあい かんさい ぎんこう  
主な取り扱い金融機関…滋賀銀行・JA甲賀・滋賀県信用組合・関西みらい銀行

\*振替日に口座振替ができなかった場合は、保護者にお知らせします。

げんきん がっこう のうにゅう  
現金で学校へ納入してください。

\*給食費は湖南市が徴収します。納入方法や病気などで長期欠席した場合の取り扱いについては

こなんし し よ ちゅうがくせい きゅうしょくひ むしょ  
湖南市からのお知らせをお読みください(中学生の給食費は無償です)。

この学校ガイドには、お子様の学校生活で必要となる情報や手続きを掲載しています。

入学以降は学校からの連絡と照らし合わせていただきながら、卒業されるまでご活用ください。



### 湖南市小中学校事務共同実施組織とは……

湖南市にある13の小中学校に勤務する学校事務職員で構成している組織です。

学校事務職員は、ほとんどの学校で単数配置のため、組織をつくり、共同で業務を行うことで事務処理体制を整備し、効率化や適正化を進めています。学校事務職員の主な業務は、児童生徒がよりよい教育環境で学べるよう物品購入や施設管理をすることです。また、湖南市の学校予算執行・皆様からお預かりしている徴収金の管理なども業務としています。

この「学校ガイド」についても、各小中学校共通事項の内容を整備して作成しました。

